



案内図



地域のために活かす豊かな経験 派遣事業の ご案内

心豊かに
イキイキ
ライフ

 公益社団法人 新潟県シルバー人材センター連合会 上越市事務所

〒943-0834 上越市西城町1丁目12番4号 (シルバープラザ上越内)
TEL (025) 522-2812 FAX (025) 523-1215 ☐ joetsu@sjc.ne.jp

業務時間：月曜～金曜 8:30～17:15

 公益社団法人 新潟県シルバー人材センター連合会 上越市事務所

シルバー派遣事業

シルバー人材センター連合会上越市事務所では平成25年度より派遣事業を行っています。これまでの請負や委任による就業ではできなかった従業員との混在した働き方や指揮命令を伴う業務等をお受けすることができます。

シルバー派遣事業の利用料金



シルバー派遣事業を利用するまでの流れ



受注形態による違い

	請負・委任	派遣事業
事業主体	(公社)上越市シルバー人材センター	(公社)新潟県シルバー人材センター連合会上越市事務所
契約	上越市シルバー人材センターとの委託契約	県連合会との派遣契約 派遣法による契約書類
身分	会員	派遣労働員
就業形態	会員との雇用関係はない	県連合会と派遣労働員が雇用契約を締結し、派遣先で就業
就業	週20時間以内 ※会員のみで独立して就業できる作業 ※指揮命令、混在作業は不可 会員就業規約による	週20時間以内 ※発注者の指揮・命令による就業・混在作業可能 派遣労働員就業規則による
会員への作業依頼	電話等	派遣法に基づく各種書面契約
請求	月末締め シルバー人材センターから請求	月末締め 県連合会上越市事務所として請求
請求代金支払日	請求書記載日もしくは事業所支払日	月末締め翌月15日までに入金
会員への支払日	翌月25日 金融機関休日の場合は翌営業日	翌月25日 金融機関休日の場合は前日営業日
傷害事故	シルバー人材センター団体傷害保険により対応	労災保険により対応
損害事故	シルバー人材センター損害補償保険により対応	派遣先で対応、シルバー人材センターには補償する義務はない
自動車事故	車輛を使う作業は派遣で対応	派遣先の自動車保険で対応
手数料等	配分金に対して10%	賃金に対して20%
消費税	内税	外税
主な関係法令	高齢者等の雇用の安定等に関する法律 個人情報保護法	労働者派遣法・個人情報保護法・労働基準法・高齢者等の雇用の安定等に関する法律・労働安全衛生法

シルバー派遣事業のしくみ



事業主(派遣先)

- 職業能力や適性等を考慮し、会員を派遣します。但し、対応できる会員がいない時は派遣できない場合もあります。
- 派遣契約では、対応できない業務(適用除外業務※1)があります。
- 危険有害と判断される業務には派遣できません。
- センターの派遣登録会員は60歳以上のため、期間制限の対象外となり、3年を超えても同じ会員が同一業務で就業できます。(※2)
- 派遣労働員は、派遣先の指揮命令を受けて業務にあたります。
- 事前の面接や履歴書の送付の要請等、会員を特定する行為は労働者派遣法により禁止されています。
- 派遣利用料金は、シルバー人材センター連合会上越市事務所にお支払いいただきます。
- 派遣労働員の故意、または重大な過失により生じたもの以外、法律上の賠償責任はシルバー人材センター連合会上越市事務所に発生しません。

※1: 港湾運送業務、建設業務、警備業務、病院等における医療関係業務には派遣できません。

※2: 但し、平成25年4月1日付「改正労働契約法(無期転換ルール)」の対象となります。



会員(派遣労働者)

- 派遣就業を希望するシルバー人材センター会員は、派遣労働員として登録します。
- 派遣労働員は、シルバー人材センター連合会と労働契約を結び、その契約に基づいて就業します。
- 就業の範囲は次のとおりです。

- ・「臨時的かつ短期的な就業」 (任意的な就業で月10日程度※)
- ・「軽易な業務」 (1週間当たりの労働時間が概ね20時間以内※) ※月80時間を超えないもの。

- 派遣先の指揮命令を受けて就業します。
- 働いた対価は、シルバー人材センター連合会から「賃金」として支払われます。
- 労災保険の適用はありますが、社会保険(健康保険、厚生年金保険)および雇用保険の適用はありません。
- 派遣就業になじまないと判断される場合は、就業をやめていただくことがあります。
- 6カ月間継続勤務した派遣労働員は、労働基準法に基づき、年次有給休暇を取得することができます。